

恵庭市告示第 1 2 9 号

令和 3 年恵庭市告示第 2 8 - 2 号(新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施について)の一部を次のとおり改正し、令和 5 年 9 月 2 0 日から適用する。

令和 5 年 9 月 1 9 日

恵庭市長 原 田



記

令和 3 年恵庭市告示第 2 8 - 2 号中次の表の改正前の欄に掲げる語句を同表の改正後の欄に掲げる語句に改める。

改正前		改正後	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 使用するワクチン		3 使用するワクチン	
(1) 初回接種		(1) 初回接種	
初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者(令和 4 年秋開始接種又は令和 5 年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。		初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者(令和 5 年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。	
<u>新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン (令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。)</u>	12 歳以上の者	<u>新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン (令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものうち、最初に当該承</u>	<u>1 回目の接種時において 5 歳以上 12 歳未満の者</u>

改正前		改正後	
<p>コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令 和 4 年 1 月 21 日に ファイザー株式会 社が法第 14 条の承 認を受けたものの うち、最初に当該承 認を受けたもので あって、ファムトジ ナメランを含まな いものに限る。)</p>	<p>1 回目の接種時に おいて 5 歳以上 12 歳未満の者</p>	<p>認を受けたもので あって、ラクストジ ナメランを含むも のに限る。)</p>	
<p>コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令 和 4 年 1 月 21 日に ファイザー株式会 社が法第 14 条の承 認を受けたものの うち、最初に当該承 認を受けたもので あって、トジナメ ラン及びファムトジ ナメランを含むも のに限る。)</p>	<p>1 回目の接種時に おいて 5 歳以上 12 歳未満の者</p>	<p>コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令 和 4 年 1 月 21 日に ファイザー株式会 社が法第 14 条の承 認を受けたもの(最 初に当該承認を受 けたものを除く。) であって、ラクスト ジナメランを含む ものに限る。)</p>	<p>12 歳以上の者</p>
<p>コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令 和 4 年 1 月 21 日に ファイザー株式会 社が法第 14 条の承 認を受けたものの うち、最初に当該承 認を受けたもので あって、トジナメ ラン及びファムトジ ナメランを含むも のに限る。)</p>		<p>組換えコロナウイ ルス(SARS-CoV-2) ワクチン(令和 4 年 4 月 19 日に武田薬 品工業株式会社が 法第 14 条の承認を 受けたものに限 る。)</p>	<p>12 歳以上の者</p>
<p>コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令 和 4 年 1 月 21 日 にファイザー株式 会社が法第 14 条の 承認を受けたもの (最初に当該承認を 受けたものを除 く。)であって、トジ ナメラン及びリル トジナメランを含 むもの又はトジナ メラン及びファム</p>	<p>12 歳以上の者</p>	<p>コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令 和 4 年 10 月 5 日に ファイザー株式会 社が法第 14 条の承 認を受けたもので あって、ラクストジ ナメランを含むも のに限る。)</p>	<p>1 回目の接種時に おいて生後 6 月 以上 5 歳未満の 者</p>

改正前		改正後	
トジナメランを含むものに限る。)			
組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者		
コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者		
<p>(2) 令和4年秋開始接種</p> <p>令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年春開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。</p>		<p>(2) 令和5年秋開始接種</p> <p>令和5年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>	
コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	6歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)	コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令	5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その	コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令	12歳以上の者

改正前		改正後	
和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。)	和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。)であって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	
		組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
		コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。)	生後6月以上5歳未満の者
<p>(3) 令和5年春開始接種</p> <p>令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>		<p>(削る)</p>	
コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の	12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者)にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス		

改正前		改正後
承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	ス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	
コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)	6歳以上12歳未満の者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者に限る。)	
コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの (最初に当該承認を受けたものを除く。)) であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミルトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するもの)その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)	
組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬	12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有す	

改正前		改正後
<p>品工業株式会社が 法第14条の承認を 受けたものに限 る。)</p>	<p>るものその他新 型コロナウイル ス感染症にかか った場合の重症 化リスクが高い と医師が認める もの並びに医療 従事者等及び高 齢者施設等の従 事者に限る。)</p>	
<p>コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNA ワクチン(令 和4年1月21日に ファイザー株式会 社が法第14条の承 認を受けたものの うち、最初に当該承 認を受けたもので あって、トジナメラ ン及びファムトジ ナメランを含むも のに限る。)</p>	<p>5歳以上12歳未 満の者その他新 型コロナウイル ス感染症にかか った場合の重症 化リスクが高い と医師が認める 者に限る。)</p>	
4 (略)		4 (略)